

わたらせ渓谷鐵道株式会社ホームページバナー広告掲載取扱要領

第1条 この要領はわたらせ渓谷鐵道株式会社(以下「会社」という。)がインターネット上で公開しているホームページ(以下「公式ホームページ」という。但し、携帯サイトは除く。)へのバナー広告掲載について、必要なものを定めるものとする。

第2条 公式ホームページに掲載するバナー広告の範囲は、次に定めるところによる。

- (1)法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4)政治性のあるもの
- (5)宗教性のあるもの
- (6)個人の氏名を広告するもの
- (7)社会問題について主義主張するもの
- (8)公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を加えるおそれのあるもの
- (9)美観風致を害するおそれのあるもの
- (10)前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

第3条 バナー広告の掲載位置は公式ホームページのトップページとし、会社の指定する位置とする。

第4条 広告の表示方法はバナー広告とし、1枠あたりの規格は次のとおりとする。

大きさ	縦60ピクセル × 横150ピクセル
ファイル容量	10キロバイト以内
形式	GIF、JPEG
制限	高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可

第5条 バナー広告の掲載期間は1月単位(各月初日から末日)とし、複数月にわたる掲載も可能とする。なお、切り替えは各月初日とする。

第6条 バナー広告の掲載料は1枠当たり月額税込5,000円とする。

第8条 バナー広告掲載希望者は掲載開始日の1カ月前までに、申込書にバナー広告の原稿データを添えて提出するものとする。

第9条 会社は前条の規定により申し込みがあった時は、当該申込にかかわる広告を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

第10条 バナー広告掲載の優先順位は、原則として申し込み順とする。

第11条 会社は次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料の支払いがない場合。
- (2) 広告主ホームページが事前に連絡なく、閉鎖された時。
- (3) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申し込み時から変更され、掲載基準に反す状態であると判断した時。
- (4) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適切であると判断した時

第12条 広告主はバナー広告掲載月の末日までに広告料を支払うものとする。

第13条 バナー広告料は返金しない。ただし、会社の都合により広告の掲載ができなくなった場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定により返金する広告料には利子を付さない。

第14条 システムの保守、火災、停電、自然災害、ウィルスや第三者の妨害行為等の不可抗力によって配信サービスが停止したことに起因して生じた損害について、会社は一切の責任を負わないものとする。

- 2 会社は第11条の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、または会社の都合によりバナー広告の掲載ができなくなった場合には、広告料の返金以外の責任を負わないものとする。

第15条 バナー広告の作成は、広告主において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。また、バナー広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

第16条 この要領に定めのない事項については、会社が別に定めることができる。

平成21年11月1日